



鳥取県公報

平成13年5月1日(火)
第7277号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	包括外部監査契約の締結 (300) (総務課) 1
	特定計量器の定期検査の実施 (301) (経済通商課) 1
	土地改良区の役員の就退任 (302) (耕地課) 2
	森林病虫害の駆除命令 (303) (森林保全課) 3
	公共測量の終了 (304) (管理課) 4
	測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等の 一部改正 (305) (") 4
	都市計画の変更 (306) (都市計画課) 5
公安規則	鳥取県警察署協議会に関する規則 (8) (警務課) 5
海区漁調	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 6
委告示	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (2) 7

告 示

鳥取県告示第300号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の相手方 | 住所 米子市皆生新田三丁目14 - 7
氏名 安 田 寿 朗 |
| 2 契約の始期 | 平成13年4月2日 |
| 3 契約の金額 | 2,000万円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額 |
| 4 契約金額の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |

鳥取県告示第301号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同条第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
境港市	平成13年6月4日から平成14年3月29日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
境港市	平成13年6月4日	午前10時から午後3時まで	境港市湊町1 境港市境公民館
"	平成13年6月5日	午前10時から正午まで	境港市外江町2062 - 1 境港市外江公民館
"	"	午後1時から午後3時まで	境港市渡町1356 - 1 境港市渡公民館
"	平成13年6月6日	"	境港市上道町3000 境港市保健相談センター
"	平成13年6月7日	午前10時から正午まで	境港市竹内町393 - 2 境港市余子公民館
"	"	午後1時から午後3時まで	境港市財ノ木町668 境港市中浜公民館
"	平成13年6月15日	午後1時から午後3時まで	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県産業技術センター応用技術部生産技術科
"	平成13年7月2日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 正 雄 倉吉市大原625
 " 山 根 長 治 倉吉市大原1104 - 1
 " 牧 野 和 義 倉吉市大原597
 " 福 山 功 倉吉市大原198 - 2
 " 山 脇 弘 倉吉市大原230 - 1
 " 牧 野 文 徳 倉吉市大原240
 " 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489 - 1
 " 高 木 清 高 倉吉市上余戸276
 " 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231 - 1

監 事 倉 繁 博 信 倉吉市大原254
" 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462 - 1
平成13年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 正 雄 倉吉市大原625
" 牧 野 和 義 倉吉市大原597
" 山 根 長 治 倉吉市大原1104 - 1
" 山 脇 弘 倉吉市大原230 - 1
" 福 山 功 倉吉市大原198 - 2
" 牧 野 文 徳 倉吉市大原240
" 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231 - 1
" 高 木 清 高 倉吉市上余戸276
" 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489 - 1
監 事 山 口 利 彦 倉吉市大原191
" 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462 - 1
平成13年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第303号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

(ア) 倉吉市、岩美郡岩美町及び福部村、気高郡鹿野町、八頭郡用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

(イ) 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村、淀江町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成13年6月4日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木ついて、1の(1)の(ア)に掲げる区域にあっては航空機を利用して、1の(1)の(イ)に掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する農林局又は地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、日野総合事務所農林局又は各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第304号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量(鳥取市都市計画図等作成)
- 2 作業地域 鳥取市行政区域全域
- 3 終了年月日 平成13年1月31日

鳥取県告示第305号

平成12年鳥取県告示第665号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)の一部を次のように改正する。

平成13年5月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1及び2 略</p> <p>3 資格審査の申請手続 入札参加資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、平成12年12月11日(月)から平成13年1月31日(水)まで又は平成13年5月1日(火)から同月31日(木)までの間に鳥取県土木部管理課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)に持参し、又は郵送すること(郵送の場合は、平成13年1月31日(水)まで又は平成13年5月1日(火)から同月31日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。)</p> <p>ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>なお、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 資格審査の申請手続 入札参加資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、平成12年12月11日(月)から平成13年1月31日(水)までの間に鳥取県土木部管理課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)に持参し、又は郵送すること(郵送の場合は、平成13年1月31日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。)</p> <p>ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>なお、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の定めるところによりそれぞれ登録を受けた者にとっては、次</p>

録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の定めるところによりそれぞれ登録を受けた者にあつては、次に掲げる書類のうち、（2）から（6）までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の定めるところにより国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

（1）～（11） 略
4及び5 略

に掲げる書類のうち、（2）から（6）までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

（1）～（11） 略
4及び5 略

鳥取県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220) において公衆の縦覧に供する。

平成13年 5月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 3・3・9号米子駅陰田線及び 3・5・10号目久美町石井線（変更前 3・5・10号米子駅石井線）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

米子市目久美町

追加する部分

米子市弥生町、明治町、末広町、大谷町及び陰田町

削除する部分

米子市明治町、弥生町、末広町及び大谷町

公安委員会告示

鳥取県警察署協議会に関する規則をここに公布する。

平成13年 5月 1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県警察署協議会に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに鳥取県警察署協議会条例（平成13年鳥取県条例第8号）第3条第1項及び第7条の規定に基づき、警察署協議会の会議の手續その他警察署協

議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(会議)

第3条 警察署協議会の会議は、会長が、警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

警察署協議会	委員の定数
鳥取県岩美警察署協議会	4人
鳥取県鳥取警察署協議会	13人
鳥取県郡家警察署協議会	6人
鳥取県智頭警察署協議会	4人
鳥取県浜村警察署協議会	4人
鳥取県倉吉警察署協議会	10人
鳥取県八橋警察署協議会	5人
鳥取県米子警察署協議会	14人
鳥取県境港警察署協議会	6人
鳥取県溝口警察署協議会	4人
鳥取県黒坂警察署協議会	4人

海区漁業調整委員会 告 示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成13年5月1日

鳥取海区漁業調整委員会会長 伊 藤 美 都 夫

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成13年5月1日から同年9月30日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」

という。)の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備えつけないといけない。

イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

オ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

1の(3)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成13年5月1日

鳥取海区漁業調整委員会会長 伊 藤 美 都 夫

ひきなわ釣漁業については、平成13年6月1日から同年8月31日までの間は、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

